

水生生物の保全に関する項目の類型指定の基本的な考え方について

<< 参考 >>
類型指定の基本的な考え方

水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について(答申)
〔平成15年9月12日 中環審第146号〕

- ・ 中央環境審議会は「効率的な監視・評価を行う観点から、従来の生活環境項目に係る水域区分を最大限活用することが望ましい。」としている。

水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について
〔中央環境審議会水環境部会水生生物保全小委員会報告 平成16年8月27日〕

上記答申を受けて、環境基準の運用、環境管理等水生生物の保全に係る施策の重要事項について審議するために設置された水環境部会水生生物保全小委員会においては、以下の考え方が示されている。

- ・ 水産を利水目的としている水域のみに限定せず、水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてについてあてはめを行うことが適当、既存の生活環境項目で水産を利水目的としない類型があてはめられている水域については、溶存酸素濃度が常に低いレベルで推移するなど、水生生物の生息の確保が難しい水質汚濁の状況になっている場合も想定され、その意味では、あてはめの優先度は低くなるものと考えられる。
- ・ ただし、水産を利水目的としない類型のあてはめは、水生生物の保全を図る必要がないことを意味するものではないことから、水生生物の生息状況、水質汚濁の状況、将来の利用目的等を踏まえた上で、水生生物の保全を図る必要がある水域であると判断される場合には、水域類型のあてはめを行う必要がある。」

今回の類型改定の基本的な考え方について(たたき台)

BOD等5項目に係る類型の指定水域ごとに当てはめを検討する。

当面、BOD等5項目の類型のC以上の水域について指定する。

類型については、生物Bとする。

D、E類型の水域については、引き続き亜鉛の排水規制と水質の状況把握に努めるとともに、BOD等5項目の環境基準を早期達成し、C類型以上とすることを優先課題とする。

< 参考資料 >

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について(通知)」
平成15年11月5日、環水企発031105001・環水管発031105001

「水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について」
平成16年8月27日、中央環境審議会水環境部会決定

「水生生物の保全に係る環境基準の類型指定について(通知)」
平成18年6月30日、環水大水第060630002号

「これまでの経過と今後のスケジュール等について」
平成20年8月26日、中央環境審議会水環境部会
第13回水生生物保全環境基準類型指定専門委員会資料